

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	酒田北港緑地	指定管理者	クリーンサービス株式会社
所在地	酒田市高砂地内	県担当課 (電話番号)	空港港湾課 (023-630-2625)
指定期間	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日		
検証期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・包括協定書、管理業務仕様書に基づき業務を実施 ・施設の利用状況に応じて増回対応の実施 ・巡回による利用者への施設の利用の注意喚起、指導の実施 	評価	<評価の理由> 協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び使用管理について適正に実施されている。また、関係機関との連絡・調整にも積極的かつ丁寧に取り組んでいる。
	A		
	② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備の不具合(浄化槽内の破損、ばっ気設備の不良) ・自由広場、炊事場での火気の取り扱い(草地での火気使用、薪・炭の使用後の消火等) ・炊事洗い場取り扱い(排水管の詰り等) ・管理棟、自由広場、駐車場、築山へのゴミの投棄・処分(持込飲食物・殻等の投棄) ・トイレ照明器具の不具合(器具交換) ・自由広場の雑草(除草回数) 	評価
課題、問題点への今後の対応	施設機能改善に向け、不具合箇所は計画的に修繕を実施する。また、施設利用者の遵守・注意事項については、利用申込時の説明や張り紙等により周知していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの衛生管理に多数の利用者より満足、感謝の御言葉を頂きました。(清掃、ペーパー補充等) ※市外から釣り人含む。 	評価	<評価の理由> 意見、要望を丁寧に分析し、可能なものから随時対応がなされている。指定管理者として適切な管理がなされている。
	B		
意見・要望等への今後の対応	寄せられた意見や要望からニーズを把握のうえ可能なものから対応し、指定管理業務の範囲を超えるものについては、県と指定管理者とでその都度協議しながら、今後も利用者の利便性向上を図っていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に応じた清掃の増回、ペーパー補充の実施(環境・衛生の確保) ・トイレバイオ消臭の実施(環境・衛生の確保) ・防犯カメラの設置(施設の防犯) ・車輛による巡回警備の実施(施設利用者への安全・防犯) ・自動販売機の設置(周辺施設利用者への利便性・熱中症対策) 	評価	<評価の理由> 利用者のニーズに応え、指定管理者のノウハウを活かした各種取組みがなされている。
	A		
	② 経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(照明・換気扇・外灯)タイマーの調整(設定)、自動販売機の稼働調整(電気料の節減) ※日没時間、施設利用時期(季節)での見直し ・巡回確認による止水(水道料の節減) 	評価
A			
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市外からの釣り人の施設利用の増加。(地域の活性化) ・小さな親切の会等、清掃活動への参加(地域貢献) ・市内業者への業務委託の発注。(雇用の確保) 	評価	<評価の理由> 状況に適した対応を実施し地域の活性化に努めている。
B			
総合的な評価	施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、経費削減に努め、利用者ニーズに応えつつ、防犯カメラや車両巡回実施による防犯対策にも取り組むなど、指定管理者が持つノウハウを活かした管理運営に尽力している。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特長等に応じて適宜追加することができるものであること。